

(2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号

3 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

沖縄県告示第230号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
恩納村	令和5年7月3日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	恩納村コミュニティーセンター
渡嘉敷村	令和5年7月10日（月曜日） 午後1時から午後3時まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	令和5年7月12日（水曜日） 午後1時から午後3時まで	座間味村歴史文化・健康づくりセンター
	令和5年7月14日（金曜日） 午後1時から午後3時まで	座間味村字阿嘉島離島振興総合センター
本部町	令和5年7月19日（水曜日） 午前10時30分から午後3時まで	本部町会館
久米島町	令和5年7月26日（水曜日） 午後2時から午後5時まで	久米島町役場仲里庁舎
	令和5年7月27日（木曜日） 午前9時から午後零時まで	久米島町具志川農村環境改善センター
金武町	令和5年8月9日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	金武町立中央公民館
伊江村	令和5年8月10日（木曜日） 午前11時から午後3時まで	伊江島はにくすに
名護市	令和5年8月21日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	名護市羽地地区センター
	令和5年8月23日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	久志農村環境改善センター
	令和5年8月24日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	名護市民会館
宜野座村	令和5年8月25日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	宜野座地区コミュニティ施設（宜野座区公民館）
粟国村	令和5年9月20日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	粟国村離島振興総合センター

注意 伊江島はにくすにを検査場所とする検査期日を除き、検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし